

西尾市立図書館蔵書収集指針

(趣旨)

第1条 この指針は、市民が、教養、調査研究及びレクリエーションのために、各自の自由な意思に基づいて利用する生涯学習の場であるとともに、地域文化の発展を支え、住みよい地域社会の形成に寄与する教育機関でもあるという公共図書館の基本的役割を果たすために、西尾市立図書館（以下「図書館」という。）の資料収集について必要な事項を定める。

(収集の基本姿勢)

第2条 図書館は、「図書館の自由に関する宣言」に基づき、社会情勢や市民のニーズを総合的に勘案して収集に努める。

- 2 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- 3 著者の思想的、宗教的又は党派的立場にとらわれて、その著作を排除することとはしない。
- 4 図書館に置かれる専門的職員（以下「図書館員」という。）の個人的関心や好みによって選択しない。
- 5 個人、組織又は団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄するなど自己規制をしない。
- 6 図書館は、資料が特定の思想や主張に関する資料のみを収集することのないよう努める。

(収集資料の範囲)

第3条 収集する資料の範囲は、国内で刊行される資料を中心とし、幅広く多様な形態のものを収集する。ただし、書き込むこと、切り取ること若しくは組み立てることを目的として作られた資料又は著しく破損しやすい資料は収集しない。

(収集資料の種類)

第4条 収集する資料の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 図書（一般図書、参考図書、児童図書及び外国語図書）
- (2) 逐次刊行物
- (3) 郷土資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) 障害者用資料
- (6) その他

(資料別の収集方針)

第5条 資料の種類別収集方針は、次のとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書については、市民の教養、調査研究及びレクリエーション等に資する資料を収集する。ただし、学習参考書、テキスト類、受験参考書及び各種試験問題集は原則として収集しない。

イ 参考図書については、市民の調査研究に必要な辞典、事典、便覧、統計、目録、索引及び書誌等を幅広く収集する。

ウ 児童図書については、子どもの読書活動を推進するため、子どもの発達に応じて豊かな読書体験ができるような資料を収集する。

エ ヤングアダルト図書については、中学生及び高校生を対象に教養、趣味、娯楽にわたり、関心の高い資料を幅広く収集する。

オ 外国語図書については、市内在住の外国人の日常生活に役立つ資料及び多文化サービスを展開させるため、児童書を中心に各種言語で書かれた資料を収集する。

カ コミックについては、原則として、すでに完結した作品で評価の定まった作品を収集する。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞については、主要な全国紙及び地元紙を中心に収集する。

イ 雑誌については、各分野における最新の動向が提供できるように、各分野の主要なものを幅広く収集する。

ウ 年鑑、年報及び白書については、継続購入できるように努力する。

エ 法規集及び判例集については、データベースを活用する。

(3) 郷土資料

ア 郷土資料は、愛知県に関する資料とし、これらのうち西尾市に関する資料については、文化的、地理的特性に立脚した特色ある資料を、図書を中心に、パンフレット、地図等形態にとらわれず、幅広く積極的に収集する。ただし、古文書等は収集しない。

イ 郷土資料の逐次刊行物については、系統的に収集する。

ウ 愛知県、県内市町村について書かれた資料は、主要なものを収集する。

エ 西尾市及び市が関連した機関が刊行した行政資料は網羅的に収集する。

オ 特別コレクションについては、郷土に係る作家について網羅的に収集する。ただし、図書等を中心とし、直筆原稿などは収集しない。

(4) 視聴覚資料

ア 録音資料については、市民の趣味、教養及びレクリエーション等に資するため、クラシック音楽、ポピュラー音楽、児童音楽、演芸及び文学作品等の基本的作品及び代表的演者による作品を中心に収集する。

イ 映像資料については、音や映像によって情報を得るという視聴覚資料の特性を生かせるような、映画、記録及び演芸等の基本的作品を中心に収集する。ただし、図書館での貸出許諾のないものは原則として収集しない。

(5) 障害者用資料については、図書館利用が困難な市民の要求に応えるため、点字資料、録音図書、大活字本及び字幕・手話入りDVD等を収集する。

(6) その他

ア 電子資料は、参考資料を中心に、コンピュータを活用して資料・情報を提供するため、電子出版物、電子媒体を適宜収集し、新しい情報の提供に努める。

イ 行政情報や新聞などの各種データベースは、関連機関とも調整・連携しながら活用を図る。

(本館及び分館の収集方針)

第6条 図書館は、各館の機能及び地域性に応じ、資料収集を計画的に行い、西尾市全体としての体系的な蔵書構成を図るものとする。

(1) 市民の生活、趣味及びレクリエーション等に資する資料。

(2) 調査研究に役立つ、基本的資料。ただし、細分化された個別の高度な専門的資料は除く。

(3) 新鮮な資料を幅広く収集し、市民へ提供する。

2 本館は、分館及び図書館関連施設等のサービスを補完するための資料を収集する。

(収集計画)

第7条 前条の目的を達成するために、資料収集計画を別に定める。

(収集資料の選定)

第8条 収集資料の収集にあたっては、この指針に基づいて西尾市立図書館選書会議の合議によって行い、図書館長が決定する。

(寄贈資料等の収集)

第9条 寄贈資料及び寄託資料等の収集については、前条の規定を準用する。

ただし、原則として寄託資料の収集は行わない方針とする。

(資料の保存)

第10条 各資料は、利用方法や利用度及び利用年限を考慮して保存する。

2 図書館として体系的な資料構成を図るため、本館又は分館で保存する資料を

選択し、効率的な保存を行う。

3 西尾市に関する資料については、地域の歴史を後世に伝えるため保存する。

4 逐次刊行物の保存年限については、別に定める。

(委任)

第11条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める

附 則

この指針は、平成25年10月1日から施行する。